

平成 21 年 5 月 15 日

甲 南 大 学
学長 高 阪 薫 殿

財団法人 大学基準協会
会 長 納 谷 廣 美

異 議 申 立 に 対 す る 裁 決

標記について、貴大学からの異議申立に対して、法科大学院認証評価に関する規程第 34 条に基づき行った本協会の裁決は次のとおりです。

裁 決

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定理由の 1 つである、教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（評価の視点 8 - 2）に係る点については、その基礎となる事実認定に誤りはなく、異議申立には理由が認められない。

理 由

1 事実

異議申立趣意書（2009（平成 21）年 3 月 25 日付）の提出を受け、理事会の諮問に基づき 2009（平成 21）年 4 月 7 日および 21 日に開催した法科大学院異議申立審査会において慎重に審査を行った。また、同年 4 月 24 日に開催した理事会、同年 5 月 15 日に開催した評議員会において慎重に裁決（案）の内容を審議した。これらの審議を踏まえ、同年 5 月 15 日に開催した臨時理事会において裁決を決定した。

2 異議申立の趣旨および要旨

このたびの異議申立の趣旨は、本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の理由の1つである、教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（評価の視点8 - 2）に係る点について、本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の理由から削除することを求めるものである。

教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（評価の視点8 - 2）に係る点とは、「甲南大学法科大学院教授会規程」において、みなし専任教員はカリキュラムに関する事項の審議決定を除き、教授会の構成員として扱われないこととなっている点は、平成15年文部科学省告示第53号等の法令に照らし不適切であること、である。

また、上記に係る異議申立の要旨は、以下のとおりである。

実地視察前の2008（平成20）年10月8日の教授会で「甲南大学法科大学院教授会規程」の改正を終え、2009（平成21）年2月19日の大学会議の最終決定により同日付で施行され、形式的にも不備を是正しており、現時点においては事実誤認があるので、法科大学院基準に適合しない旨の記述を削除すべきである。

3 異議申立理由に対する判断

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の理由の1つとした点に関しては、法科大学院認証評価委員会における評価結果（案）の作成、理事会・評議員会における評価結果（案）の承認について、その判定基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵はなく、事実を誤認したとの結論には至らない。

本異議申立に関しては、以下のように審査結果を述べる。

法科大学院認証評価に関する規程第6条に、「認証評価にあたっては、別に定める『法科大学院基準』に基づいて作成された『法科大学院点検・評価報告書』、『法科大学院基礎データ』、その他必要な資料の書面評価および実地視察を通じて行うものとする」とあり、実地視察までの事実に基づき評価が行われることになっている。本主張は、実地視察後の事実変更にあたり、したがって、認証評価の対象となるものではない。

以上